一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構 認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業交付要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構(以下「機構」という。)は、自立型再生可能エネルギーシステムの導入を促進するため、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号、以下「条例」という。)第19条に基づく自立型再生可能エネルギー導入等計画(以下「計画」という。)の認定を受けた中小企業者等が、府内の事務所等に、計画に基づく設備の導入に要する経費に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、条例第19条による認定を 受けた計画を実施しようとする者とする。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は補助対象者とならないものとする。
- (1) 京都府税を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営む者
- (3)役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であると認められる者
- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (6) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第3号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (9)補助対象者が、第3号から第7号まで(第8号の場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、 原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、機構が補助対象者に対して当該契約の解 除を求めたにも関わらず、これに従わない者
- (10) 府から条例第19条による認定を受けた計画に関する補助金(間接補助金を含む。)を受けたことがある者
- (11) 条例第22条に基づく事業税の減免を受けたことがある者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象事業に係る経費 (以下「補助対象経費」という。)及び補助金額は、下表に定めるとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
中小企業者等が、京都府内	法人事業税又は個人事業	補助対象金額に3分の1を乗じて得た
の事務所等に、認定を受け	税の税法上の有形減価償	額(当該算出した額が5,000千円
た計画に基づく自立型再生	却資産の取得価額(設計	を超える場合は、5,000千円)以
可能エネルギー設備等を導	費、本工事費、付帯工事費、	内の額(千円以下切捨て。以下この項
入する事業	機械器具費、測量・試験費	において「補助金額」という。)
	(当該経費からこれらに	
	係る消費税及び地方消費	
	税に相当する額を減額し	
	た後の金額) で減価償却資	
	産として計上するもの)	

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、様式第1号による交付申請書に様式第2号 及び様式第3号のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに機構理事長に提出しなけれ ばならない。
- 2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を開始する場合は、様式第4号による事前着手届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定)

- 第5条 機構理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、 適正と認めるものについて、予算の範囲内において、申請者に対して交付決定の通知を行うものと する
- 2 機構理事長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、事業計画書の内容について、次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ様式第5号による変更承認申請書を機構理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 事業の実施場所の変更
- (2) 補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (3) その他計画内容の大幅な変更

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第6号による事業の中止又は廃止届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに機構理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 機構理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行状況について、 報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業終了後7日以内に、様式第7号による実績報告書に、様式第8号 のほか次の各号に掲げる書類を添えて機構理事長に提出しなければならない。
 - (1)業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類(発注書・請書等)、納品書、請求書
 - (2) 経費の支払が確認できる資料(振込依頼書、領収書)
 - (3) 事業の実施状況を確認できる写真
 - (4) その他、必要と認める資料
- 2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、機構理事長が認めるときは、期間を延長することができる。

(額の確定等)

第11条 機構理事長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、事業 が適正に実施されたことを確認した上で、交付決定金額の範囲内で補助金の交付額を決定し、補助 事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

- 第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第9号による請求書により、補助金の 交付を請求するものとする。
- 2 機構理事長は、前項の規定による請求があったとときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消等)

- 第13条 機構理事長は、次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、 又は変更することができる。
 - (1) 本要領に違反したとき
 - (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき
- 2 前号の規定により取消又は変更したときは、機構理事長は速やかに補助事業者に通知するものと

する。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

- 第15条 補助事業者は、事業が完了した後も補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。) について、様式第10号による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内(以下「法 定耐用年数」という。)又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間において、機構理事長の 承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しては ならない。
- 3 補助事業者は、前項の期間内に取得財産を処分しようとするときは、様式第11号による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。
- 4 機構理事長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができる。

(補助金の経理等)

- 第16条 補助事業者は、事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備 し、その収支を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、機構理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代 表 者 役 職 名 氏 名

(FI)

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金交付申請書

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円 (千円未満切り捨て)
- 2 添付資料
- (1) 自立型再生可能エネルギー導入等計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定書の写し
- (4) その他添付資料
 - ア 法人登記事項証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの) ※法人の場合 開業届または所得税等申告書の写し ※個人事業者の場合
 - イ 対象設備の詳細が分かる資料(導入しようとする設備のカタログ等)
 - ウ 対象設備に関する見積書の写し(所要額の内訳が分かるもの)
 - エ 事業実施場所の写真及び位置図 (現況写真及び設備の設置計画図)
 - オ 府税に滞納がないことの証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの)
 - カ 事前着手届(様式第4号) ※補助金交付決定前に事前着手する場合

	所属・役職・氏名:		
	事務所所在地:(〒	_)
担当者			
連絡先	T E L: ()	_
	F A X: ()	_
	Eメール:		

提出にあたっては、代表者の印を押印してください。

様式第2号(第4条関係)

自立型再生可能エネルギー導入等計画書

計画期間	年	月	目から	申請	ページ	
可凹콋间	年	月	目まで	者名	総枚数	

<事業所等の明細>

事業所等の名称		
所 在 地	(
業種	□一棟事業用	1
事業所等の様態	□1棟自己所有 □区分所有 □共有 □賃借 □住宅兼用	

当該事業所等における 対象設備の 取得予定価額の総合計	円
設備取得に係る 補助金の予定額の合計	円

<再エネ設備の明細>

設備 N o	設備の種	類等 数量	取得予定価額	設備の用途	住宅兼用設備の 場合の 取得予定価額	取得予定年月日	供用開始 予定年月日	想定発電量	備考
	設備の種類		円	□事業用	円				
1	製造会社名			□住宅兼用					
	型番			口任七米角				キロワット時	
	設備の種類		円	□事業用	円				
2	製造会社名			□住宅兼用					
	型番							キロワット時	

<効率的利用設備の明細>

\ <i>/</i> //	N 学的利用以前の特別//									
設備 No		設備の種類等	数量	取得予定価額	設備の用途	住宅兼用設備の 場合の 取得予定価額	取得予定年	世月日 供用開始 予定年月日	備考	
	設備の種類			円	□事業用	円				
3	製造会社名				□住宅兼用					
	型番				LL-CAR/II					
	設備の種類			円	□事業用	円				
4	製造会社名				□住宅兼用					
	型 番									
	車 米 1	「等における対象設備の		事業用の設備		住宅兼用の設備			0 円	
	事業別	寺における対象設備の 得予定価額の合計額		円	+	円	=			

過去2年間の	使用電力量
前年度(年度)
	キロワット 時
前々年度(年度)
	キロワット 時

様式第3号(第4条関係)

事業収支予算書

1 収入内訳

区分	収 入 金 額	備 考(資金調達先等)
本補助金申 請額	円	C×1/3 以内の額(千円未満切り捨て) ただし、500万円が上限
自己資金	H	
借入金	円	
その他*1	Н	
合 計※2	A 円	

2 支出内訳

区分	支 出 金 額 (税込み)	補助対象経費 ^{※3} (税抜き)
設計費	PI	PI
本工事費	円	円
付帯工事費	円	円
機械器具費	Н	円
測量及び 試験費	Н	円
合 計※2	В 円	С

注)

- ※1.・ 京都府以外(国や市町村等)の公的補助金との併給が可能です。併給する場合は、その補助金の名称を備考欄に記載してください。
- ※2· 収入合計Aと支出合計Bは同額であり、一致します。
- ※3… 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

様式第4号(第4条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代表者 役職名 氏 名

ⅎ

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金事前着手届

平成 年 月 日付けで申請の認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助金額が交付申請 額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事業着手の理由

2 着手(予定)年月日平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代 表 者 役 職 名 氏 名

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記事業について、別紙のとおり事業内容を変更 したいので、認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助 事業交付要領に基づき承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更の時期
- 注) ①自立型再生可能エネルギー導入等計画変更認定書の写しを添付してください。
 - ②変更の内容については、自立型再生可能エネルギー導入等計画書(様式第2号)及び事業収支予算書(様式第3号)に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。なお、変更部分は2段書きとし、上段に() 書きで変更前の数値等を記載してください。
 - ③交付申請書の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代表者 役職名 氏 名

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金中止(廃止)届

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業交付要領に基づき提出します。

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) の時期

1

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代表者 役 職 名 氏 名

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業交付要領に基づき報告します。

- 1 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円 (補助対象経費) (円)
- 4 添 付 資 料
- (1)精算報告書(様式第8号)
- (2) その他添付資料
 - ア 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類(発注書、請書等)、納品書、請求書
 - イ 経費の支払が確認できる資料(振込依頼書、領収書)
 - ウ 事業の実施状況を確認できる写真
 - エ その他、必要と認める資料

様式第8号(第10条関係)

精算報告書

1 収入内訳

区分	収 入 金 額	備 考(資金調達先等)
本補助金申 請額	円	C×1/3 以内の額(千円未満切り捨て) ただし、500万円が上限
自己資金	円	
借入金	円	
その他**1	円	
合 計※2	A 円	

2 支出内訳

区分	支 出 金 額 (税込み)	補助対象経費 ^{※3} (税抜き)
設計費	PH	円
本工事費	円	円
付帯工事費	円	円
機械器具費	円	円
測量及び 試験費	円	円
合 計**2	В 円	С

注)

- ※1· 京都府以外(国や市町村等)の公的補助金との併給が可能です。併給する場合は、その補助金の名称を備考欄に記載してください。
- ※2· 収入合計Aと支出合計Bは、同額で一致します。
- ※3… 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

口 座 名 義

武第9号(第12条 ————————————————————————————————————	· (英) (本)				
	請	求	書		
金額		百十	万 千	百十	円
	ン、認定自立型F 生可能エネルギ				
上記の金	≿額を請求し	ます			
平成	年 月	日			
一般社	団法人京都産業	エコ・エネル	ギー推進機構	理事長 様	
	請求者				
	所 在	地			
	名 称 (法	人 名)			
	代表者(職	•氏名)			
本書の金額は、	下記口座に振込願	います			
1 座 開 設 場 所3よび預金種別	鉗 信	引 行 信用金庫	支 店	普 通 当 座	号
	(フリガナ)				

様式第10号(第15条関係)

取得財産管理台帳

財産名								
区分								
規格・個数								
耐用等数				年				年
導 入 価 格				円				円
償却期間(年数)				年				年
取得年月日	平成	年	月	日	平成	年	月	日
設置(保管)場所								
備考								

(記入上の注意)

- 1 認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業交付要領第15条の規定により処分を制限された取得財産とともに、減価償却する財産等についても記載してください。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 3 「取得年月日」欄は、検収した年月日を記載してください。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所在地名称 (法 人 名)代表者役職名氏名

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金取得財産処分承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定及び平成 年 月 日付けで額の確定通知のあった上記事業により取得した財産について、やむを得ず処分する必要が生じましたので、認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業交付要領に基づき報告します。

- 1 処分対象となる取得財産
- 2 処分の方法 (廃棄等)
- 3 処分の理由